

寒中お見舞い申し上げます

降雪時には余裕をもった行動を 転倒事故にご用心ください



山口県建設安全教育センターでは、昨年石綿含有建材調査者講習、石綿作業主任者技能講習、石綿取扱作業特別教育と石綿業務関連講習の開催を重ねてまいりました。ただ、一部講習については止むを得ず中止せざるを得ない状況となり、ご迷惑をおかけいたしました。令和6年度は、昨年開催できなかった講習について確実に実施できるよう、現在4月以降の講習計画の策定をしているところです。特に昨年山口県内で開催実績のなかった「ロープ高所作業特別教育」については法面で安全に作業するためには必須の教育ですので、ご要望に応じて開催することとしました。開催日程にご注意ください。

#### [山口労働局登録第2号] 一般建築物石綿含有建材調査者講習 4月23・24日開催決定

●昨年は多くの方に一般建築物石綿含有建材調査者講習を受講いただきありがとうございました。受講を希望される方のために追加開催を重ねてまいりましたが、今後ご希望に応じた開催に努めてまいります。

●山口県内はもとより、周辺県からも受講される方が続いており、新たに4月23・24日に下松会場で開催することを決定しました。受講資格になる石綿作業主任者技能講習を4月8・9日に下松会場で開催しますので、作業経験年数が足りず調査者講習の受講資格のない方は受講についてご検討ください。

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・送料代(消費税込み)
R6 2	2月6・7日(火・水) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員到達 キャンセル待ち	全科目受講 35,000円 石綿作業主任者所持 32,000円 テキスト代 5,181円  ※定員に達した講習会でもその後辞退者が発生し、空きが出る場合がありますのでお問い合わせください。 キャンセル待ちも承ります。
3	2月27・28日(火・水) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	受付中 残若干名	
4	3月26・27日(火・水) 1日目 8:45~16:00 2日目 8:50~16:50	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員60名 受付中 残12名	
5	4月23・24日(火・水) 1日目 9:15~16:30 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	<b>定員40名</b> <b>申込受付中</b>	

#### [山口労働局長登録第171号]石綿作業主任者技能講習

#### 4月8日(月)、9日(火) 石綿作業主任者技能講習(助成金対象) 開催決定

●開催頻度の少ない近隣他県からも受講の申し込みが続くなど、未だ受講できない方のご要望に応え、担当講師及び会場の調整が出来たので、4月8日(月)、9日(火)に下松市勤労者総合福祉センターにて開催することを決定し、受付を開始しました。調査者講習の受講を希望される方で、受講資格に満たない方にお勧めします。

【開催日程・会場・募集定員】

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・送料代(消費税込み)
R6 1	1月29・30日(月・火) 1日目 9:30~17:00 2日目 9:20~15:50	スターピアくだまつ 下松市中央町 21-1	定員到達 キャンセル待ち	受講料 12,000円 テキスト代 2,013円
2	3月7・8日(木・金) 1日目 8:45~16:30 2日目 8:50~15:30	山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員到達 キャンセル待ち	※定員に達した講習会でもその後辞退者が発生し、空きが出る場合がありますのでお問い合わせください。 キャンセル待ちも承ります。
3	4月8・9日(月・火) 1日目 9:20~16:00 2日目 9:10~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	<b>定員40名</b> <b>申込受付中</b>	

※ 石綿作業主任者技能講習を修了された方が、続けて石綿調査者講習を受講できるように、開催会場・開催時期を考慮した講習開催しています。石綿作業主任者技能講習を合格見込みとして、二つの講習を同時に申し込むこともできます(合格が必須)。  
 ※ 当センターでは講習終了後、修了試験(考査)を実施し、合格者には即日修了証を交付します。事前に写真添付された申込書の送付をいただかないと修了証を作成できませんので、手続きは1週間前までにお願いします。予約後背式申込み及び受講料の納付手続きがなされない場合、キャンセルとみなすことになります。

◆◆◆ 石綿未調査による送検事例 ◆◆◆

大阪労働局は、石綿の使用状況を調査せずに建物の解体工事を行わせたとして、個人事業主のT・K工業とその専務を労働安全衛生法第22条違反容疑で大阪地検に書類送検しました。労働局が現場を確認したところ、昭和年代に建てられた一戸建て住宅で、建材に石綿が含まれていたにもかかわらず、同社が調査を行った記録がなく、石綿のばく露防止対策も行われていなかったことが判明しましたもの。



(労働新聞社記事から)

※ 石綿による疾病を防止するためには、事前に石綿を含む建材の有無を把握し、適切な対策をとることが強く求められています。講習を通じて必要な知識を身に付けましょう。

【フルハーネス型安全帯特別教育(FH)・足場組立て等作業特別教育(足場)の同時開催】

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
R6 1	(足場) 4月18日(木) 9:00~16:40	山口会場(調整中)	40人 <b>開催予定</b>	(FH) 受講料 9,000円 テキスト代 946円
	(FH) 4月19日(金) 9:00~16:40			(足場) 受講料 7,000円 テキスト代 946円
2	(足場) 6月4日(火) 9:10~16:50	下松会場 (下松勤労者総合福祉センター)	40人 <b>開催予定</b>	(FH) 受講料 9,000円 テキスト代 946円
	(FH) 6月5日(水) 9:10~16:50			(足場) 受講料 7,000円 テキスト代 946円

・建設業の仕事に際しては、安全な作業床の確保が第一に求められますが、その組立等の作業に際しては安全帯の使用が何よりも必要となります。現在はより安全なフルハーネス型安全帯の使用が原則となりますが、正しく使用するための特別教育を修了し、知識を習得する必要があります。

・当センターでは、足場組立等作業特別教育に加え、フルハーネス型安全帯特別教育を2日間連続して開催いたします。一度で両資格を取得できますので、新規に雇用された方等にお勧めします。どちらか一方だけの受講も可能です。

・一定数の受講希望者がある場合、出張しての臨時講習にも応じていますのでご相談ください。

令和4年度の石綿に係る労災認定状況

◆厚生労働省では12月13日付けで令和4年度の石綿ばく露作業による労災認定事業場名を公表しました。これによると、全国で1133事業場(うち建設業725事業場)にのぼり、新規認定事業場は860事業場でした。建設業のうち、肺がんによるものが247人(うち死亡92人)、中皮腫によるものが328人(うち死亡118人)となっています。

◆山口県内では、全体で19事業場が認定され、うち新規が13事業場。建設業では9事業場が認定され、8事業場が新規でした。内訳は、中皮腫が6人、肺がんが2人、びまん性胸膜肥厚が1人でした。死亡事案はなし。

◆公表が始まった平成17年度以降、山口県では延べ311事業場が公表されており、うち建設業が155事業場ありました。身近な事業場においても石綿被害が生じていることをご承知ください。過去に遡って全ての事業場について厚生労働省HPで確認できますので、気になる方はご確認ください。

石綿事前調査のワンポイント

レベル3の成形板等の解体工事等での取扱いに際しては、湿潤化したうえで、マスクを着用して行うことが義務付けされていますが、ケイ酸カルシウム板第1種及び仕上げ塗材については、切断作業を伴う場合は発生粉じんの飛散を防止するために隔離措置(負圧は不要)が必要となります。事前調査結果報告の記載にご注意ください。